

第 1 編 バリアフリー全般事項

第 3 章 基本構想策定にあたっての 基本的な考え方

第3章 基本構想策定にあたっての基本的な考え方

3-1 基本構想の方向性

基本構想策定に際しては、杉並区21世紀ビジョンとの整合はもとより、「杉並区まちづくり基本方針：福祉のまちづくり方針」で示された基本的な考えを、全体的な方向性としてします。

なお、体系は以下の通りです。

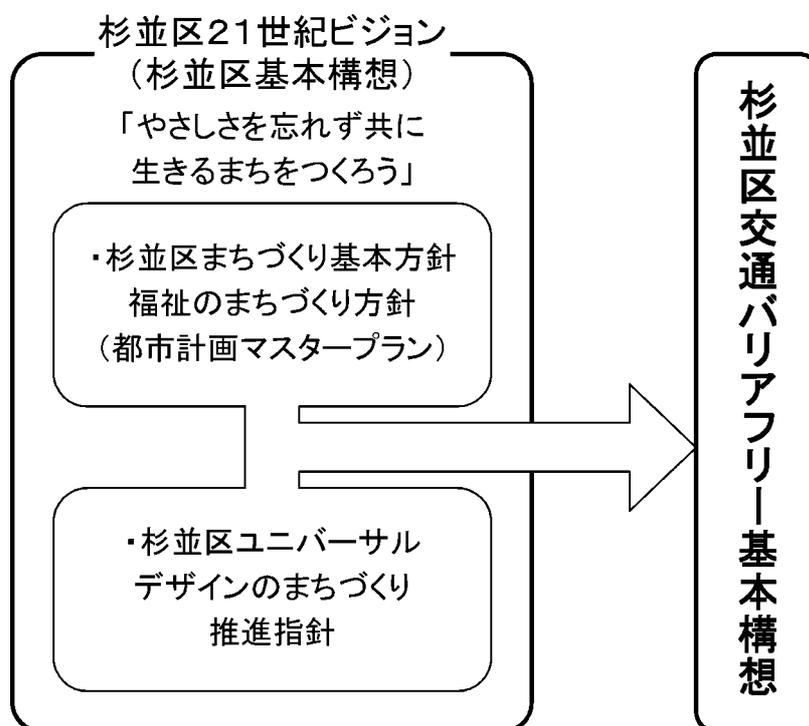
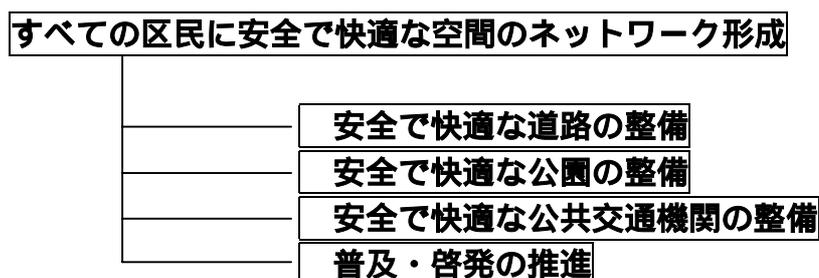


図:基本構想策定体制イメージ

(1) 杉並区まちづくり基本方針：福祉のまちづくり方針 体系（杉並区まちづくり基本方針）



安全で快適な道路の整備

歩車道の分離や路面の平坦性、有効幅員を確保するなど、安全で快適な道路づくりを進めます。

道路特性や状況に応じて歩車道の分離を図り、歩道の有効幅員の確保に努めます。

電柱・標識や放置自転車、路上駐車、ごみ、商品のはみだしなど路上障害物対策を進めます。

交差点や横断歩道周辺などにおいては、自動車に対する歩行者の安全性、路面排水などを考慮して、段差の解消を図ります。

高齢者や障害者などにわかりやすい案内標識や照明、視覚障害者誘導用ブロックなどを要所に設置します。

安全で快適な公園の整備

車椅子の使用者に支障のない出入り口、園内での通行動線を可能な限り確保します。

トイレやベンチなどの園内設備について、だれでも利用しやすいよう、その構造や配置に配慮します。

障害の特性に配慮した誘導・表示、案内施設の設置を促進します。

安全で快適な公共交通機関の整備

駅周辺の歩道の拡充、整備、突出物や放置自転車の除去など、歩行者のためのゆとりある空間と安全の確保に努めます。

駅舎内のスロープ設置などによる段差の解消、床面の平坦性や滑りにくさの確保、エレベーター・エスカレーターの設置、ゆとりのあるコンコースの整備などだれにもやさしい交通空間の確保・拡充を事業者に要請します。

駅ホームにおいては、転落防止や電車とホームの隙間の解消など、安全対策の強化を事業者に要請します。

券売機やトイレ、誘導・案内表示などは、だれもが安心して利用しやすい設備の設置を事業者に要請します。

ノンステップバスの導入など、車両構造の改善を要請します。

普及啓発の推進

ユニバーサルデザインのまちづくりに関するパンフレットやリーフレット、福祉マップなどを充実し、区民へのPR、啓発を図ります。

(2) 杉並区21世紀ビジョンとの関係

杉並区21世紀ビジョンにおいて、「子どもから高齢者まで、すべての人が安心して健やかに生活できる健康都市」を区の主要な目標の一つとして位置付けています。

健康都市におけるまちづくりとは、それぞれの生活を尊重しながら相互に支え合っている地域社会の中で高齢者や障害者、子どもや妊産婦などを含むすべての区民が主体的に参加し、安全で快適に暮らすことのできる生活空間づくりを進めていくことにあります。

基本構想の策定は、これまで進めてきた高齢者や障害者など特定の対象者にとっての物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）していく視点を取り入れた「福祉のまちづくり」の取り組みを一步進めて、すべての人にとって使いやすくわかりやすい、安全で快適なまちを目指す「ユニバーサルデザインのまちづくり」へとより積極的に展開することにより、だれもが安心して健やかに生活できる健康都市の実現を目指すものです。

(3) 交通バリアフリー基本構想策定にあたっての留意事項

杉並区21世紀ビジョンなどとの整合

杉並区の基本指針である「杉並区21世紀ビジョン」や「杉並区ユニバーサルデザインのまちづくり推進指針」と整合が図られ、この推進指針の具体的な取り組みの一環として位置付けていきます。

都市計画マスタープランとの調和

「杉並区まちづくり基本方針：福祉のまちづくり方針（都市計画マスタープラン）」に示された基本的な考え方に基づき、都市計画マスタープランと調和のとれた基本構想とします。

実施事業との連携

すでに計画・策定・実施されている移動円滑化に係る各種事業を明らかにし、これら事業をバリアフリー実現化方策として連携させるものとします。

関係機関との協議・調整

道路管理者、交通管理者、公共交通事業者など関係者間で十分な協議・調整を行い、それぞれのバリアフリー化に関する取り組み、事業、その他基本的な事項について、基本構想にまとめるものとします。

福祉のまちづくり懇談会との連携

区民に身近な施設である道路のバリアフリー化を点検し、その改善点を今後のまちづくりに生かすため、平成13年度に障害者団体、いきいきクラブ、健康づくり推進委員、商店連合会や一般区民が実行委員会となって「タウンウォッチング」を実施しました。

平成14年度にこの「タウンウォッチング実行委員会」を「福祉のまちづくり懇談会」に移行して、「ユニバーサルデザインのまちづくり」全般的事項について、様々な意見、要望などを伺っています。こうした意見、要望などを踏まえて、「福祉のまちづくり懇談会」と連携して、基本構想を策定していくこととしました。

(4) 杉並区交通バリアフリー基本構想策定協議会

杉並区交通バリアフリー基本構想策定協議会は、交通バリアフリー法に基づき策定する基本構想について、関係行政機関、道路管理者、交通管理者、公共交通事業者、区民の代表など23名により構成され、基本構想の内容などについて、杉並区全体の視点から、協議・調整及び意見交換を行う場として平成14年10月1日に設置しました。

交通バリアフリー基本構想策定フロー

交通バリアフリー基本構想は「図：交通バリアフリー基本構想策定フロー」のように基本方針を定め、重点整備地区及び特定経路を設定します。その中で問題点・課題を整理して主なバリアフリー化の課題と取り組みをまとめ、基本構想を立案します。

立案された基本構想に対し、事業計画では目標年次、整備方針、重点整備地区における主な取り組みを整理します。また、策定にあたり、福祉のまちづくり懇談会などからの意見を反映し、策定協議会で検討調整を図ります。

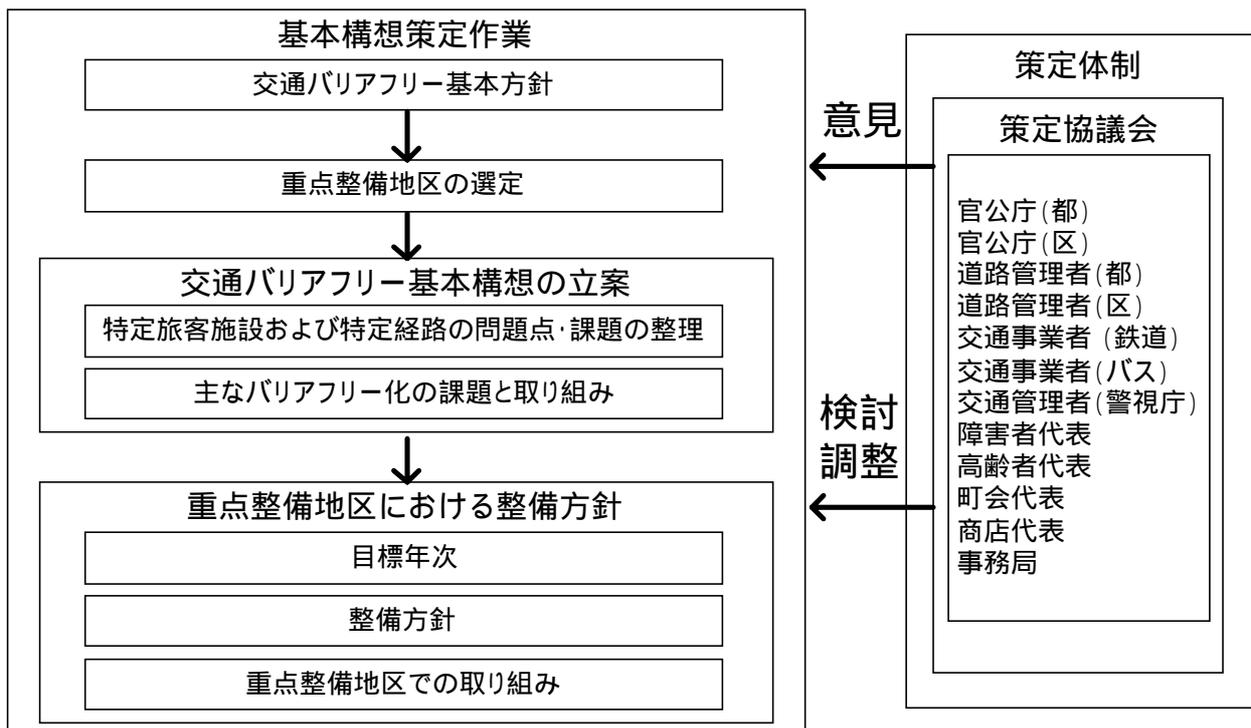


図:交通バリアフリー基本構想策定フロー

3-2 基本構想の位置付け

この基本構想は、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活環境の整備を推進するために策定された「杉並区ユニバーサルデザインのまちづくり推進指針」の具体的な取り組みの一環として位置付け、計画的・効果的にバリアフリー化整備の実施を図るためのものです。

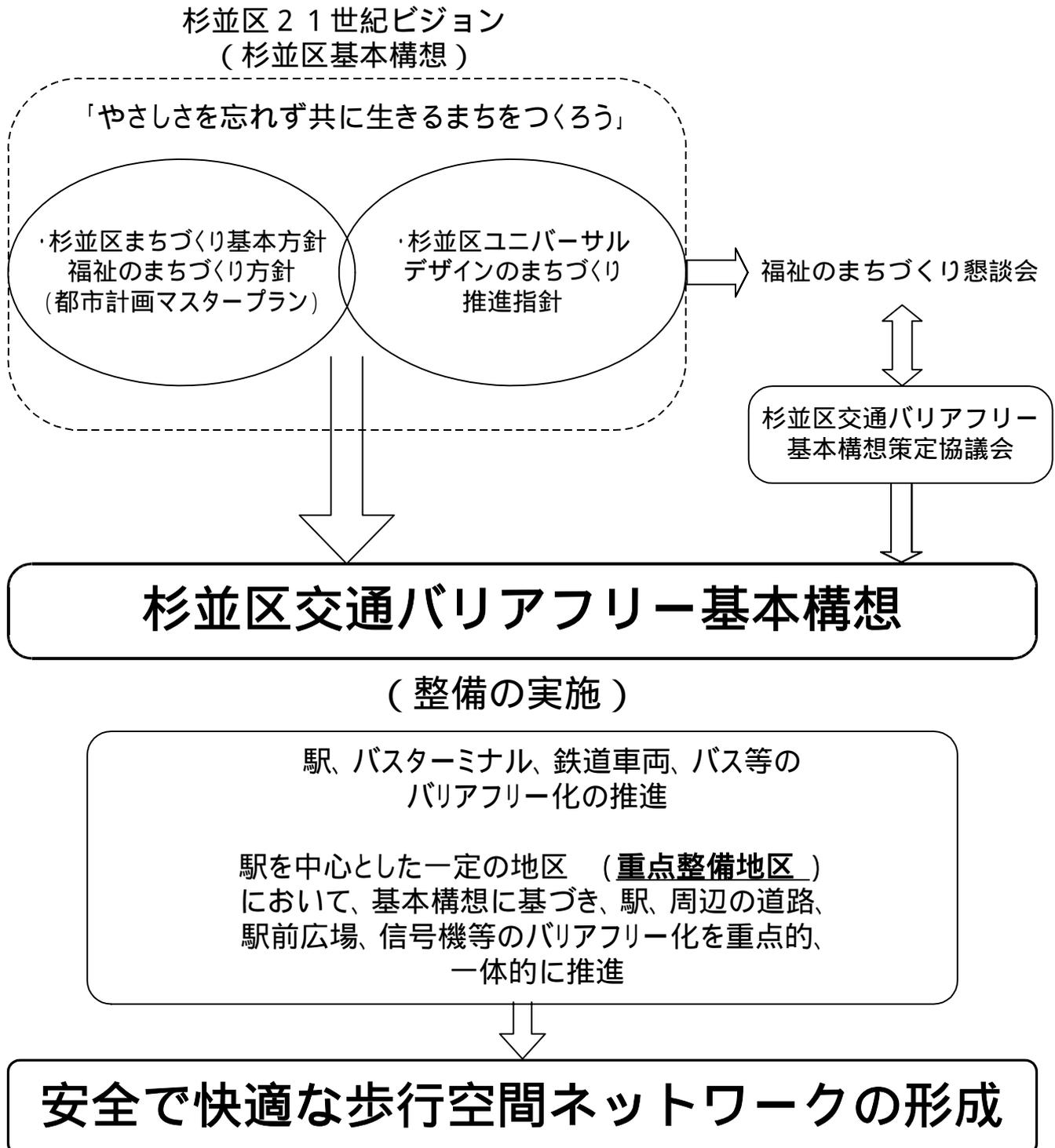


図:交通バリアフリー基本構想の位置付け